



戸籍・住民票窓口での

「本人確認」が法律で義務付けられます

●問い合わせ先 市民課戸籍住民係 (☎ 82-1140)

運転免許証



本人確認書類が 必要になります

運転免許証, パスポート, 写真付きの住民基本台帳カードなど

平成 20 年 5 月 1 日から, 「戸籍法」および「住民基本台帳法」が改正され, 戸籍・住民票の窓口での本人確認が法律で義務付けられます。

【改正する理由】

戸籍謄本や住民票などは, 大切な個人情報が記載されています。ところが近ごろ, 不正に他人の戸籍謄本や住民票などを取得したり, 他人が不正な届出をすることにより, 戸籍謄本や住民票などに真実でない記載がされるという事件が起こっています。そこで, これらのことが起こらないようにするために法律が改正されます。



戸籍謄本や住民票など証明書の発行

●本人確認の方法

窓口に来られた方について, 運転免許証, パスポート, 写真付きの住民基本台帳カードなどの本人確認書類の提示により確認を行います。

●委任状

代理人が手続きをする場合, 委任状などの代理権を証明する書類の確認も行います。

●請求理由

本人以外の方については, 自分の権利を行使したり, 義務を果たしたりするために戸籍・住民票の内容を確認する必要があること, 国や地方公共団体の機関に提出する必要があることなどの正当な理由を請求書に詳しく記入することが必要になります。



婚姻・協議離婚等の戸籍の届出, 転出・転入等の住所変更の届出

●本人確認ができなかった場合, 届出の受理について書面でお知らせします。

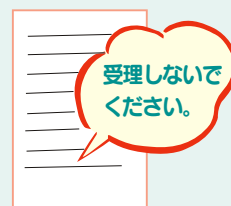
戸籍謄本や住民票など証明書の発行と同様に, 窓口に来られた方の本人確認を行います。本人確認ができない場合でも, 届出は受理することができます。この場合, 後日, 市から届出を受理したことを本人に書面でお知らせします。

●委任状

代理人が住所変更の手続きをする場合, 委任状などの代理権を証明する書類の確認も行います。

●不受理申出

戸籍の届出において, 自分自身が窓口に来たことが確認できない場合は, 戸籍の届出を受理しないよう, 市に対し事前に届出をすることができます。不受理申出とその取下げは, 本人が市の窓口で行っていただく必要があります。その際には戸籍の証明書の発行と同じ方法で「本人確認」が必要となります。



●偽りやその他不正な手段で戸籍謄本等・住民票の写し等の交付を受けた人は, 罰金等が科されます。